

農業経営基盤の強化の促進に関する基本的な構想の変更（素案）の概要

平成28年1月
経済部農政課

1 変更の趣旨

農業経営基盤強化促進法（以下「法」という。）において、10年後の地域農業の将来像として都道府県が定める「農業経営基盤の強化の促進に関する基本方針」（以下「基本方針」という。）と市町村が定める「農業経営基盤の強化の促進に関する基本的な構想」（以下「基本構想」という。）の策定を規定し、基本方針及び基本構想の策定後、おおむね5年ごとに変更を行うこととしている。

平成27年3月27日に、福島県（以下「県」という。）が策定する基本方針の変更が行われたことを踏まえ、本市の基本構想について変更を行うものである。

2 主な変更内容等

基本方針の変更を踏まえた基本構想の変更内容等については、基本方針の変更内容（別紙「参考資料1」）と同様（以下の（2）を除く。）。主な変更内容等は以下のとおり。

（1）年間農業所得目標【参考資料2】

福島県において、他産業並みの労働時間により他産業並みの生涯所得を得るため、認定農業者の5年後の年間農業所得目標を次のとおり変更する（基本方針に準拠。）。

	変更後	変更前
主たる従事者1人あたり	430万円以上	450万円以上
1個別経営体あたり	560万円以上	670万円以上

（2）農用地の利用集積（※）に関する目標【参考資料3】

本市においては、特に避難指示区域内について、農業者の帰還や原子力災害に伴う今後の営農再開の動向が不明確であることから、今回は目標の変更を行わないこととし、避難指示区域の解除後の営農状況を踏まえ、変更を検討することとする。

	変更後	変更前（H26末実績）
【県】基本方針（相双地方）	77%	65%（—%）
【市】基本構想	65%	65%（33%）

※農用地の利用集積：「認定農業者等の農用地所有・利用権設定等による農地集積」

3 施行予定時期

平成28年3月